

最終号！

答申info vol.56

令和6年9月9日・27日成立 答申速報

情報公開わかるかも学校56

～音声データの巻～



かも吉



とうしん君

令和6年度（個）答申第4号は、裁判所の答申で初めて、開示対象情報が音声データとなつたものだね。

事案の概要を確認しましょう。本件の開示対象情報は、申出人と総務課職員との電話でのやりとりを録音したデータです。このデータ中には「苦情申出人に対応している職員以外の者の音声」も含まれるところ、「苦情申出人に対応している職員以外の者の音声は不開示情報に相当し、録音データの中から同音声が含まれる部分だけを容易に区分することができない」として、全体を開示しない旨の判断をしました。



おしどり先生

これに対し、委員会では「（申出を受けた庁が）音声データを編集する機器やソフトを保有しておらず、不開示情報を取り除いた電磁的記録を作成し、苦情申出人に交付することは容易でないものと認められるが、音声データを開示する場合には、裁判所が保有する専用機器により再生したものを見取させる方法により行うことができるから、苦情申出人に対応している職員以外の職員の音声が含まれる部分を再生の対象から除外する形で不開示とするには可能であり、この方法で同部分を容易に区分して除くことができると認められる」旨の答申がされました。

なるほど、実施の方法で工夫が必要となるのですね。

これからさらに電子化が進むと、今までになかった文書や情報が開示対象になることが多くなるかも。新しい論点が出てきても、柔軟に検討できるようにしたいです！



かも太郎

かも太郎さん、とても良い抱負ですね！さて、令和元年に始まった「情報公開わかるかも学校」も、6年目を迎えました。この間、多くの答申が集積されたことや、■■■などの情報共有ツールが充実したことを踏まえて、答申info（答申速報）の配信は今回で終了することになりました。皆さんには「情報公開わかるかも学校」卒業証書を授与します！これからも最新の答申に注目して、開示事務への理解を深めていってくださいね。

おしどり先生、今までありがとうございました！！「今後はどうやって答申を調べたらいいの？」と不安に思った読者の皆さん、答申Naviは引き続き更新していくので、ぜひ活用してください☺

これからも、開示事務を担当する皆様に役立つ情報を
せていただきます！引き続きよろしくお願いします！！

★答申が掲載されているホームページはこちら★
[個人情報保護に関する答申](#) [情報公開に関する答申](#)

9月9日成立

答申番号 (令和6年度)	事 案	論 点
（個）答申 第4号	広島高等裁判所における特定年月日以降の特定の職員らと申出人との間の会話が録音された音声記録に記録された保有個人情報の不開示判断に関する件	不開示情報該当性 (法781②⑦) 容易区分性 (法791)

9月27日成立

答申番号 (令和6年度)	事 案	論 点
（最情）答申 第5号	調査判決や調査決定は正本を当事者に送達した後、原本に裁判官認印と裁判所記官認印の押印を行うとの規定が記載された文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
（最情）答申 第6号	特定事件において、調査官室が調査官報告書を完成させまでの経緯等が記載された文書の不開示判断（開示対象外）に関する件	司法行政文書該当性
（最情）答申 第7号	特定事件において、調査官が作成して審議のために提出した文書の不開示判断（開示対象外）に関する件	司法行政文書該当性
（個）答申 第5号	申出人が特定期間に大阪高等裁判所総務課に対して行った電話についての文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否